令和８年11月11日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	電子基準点「白井」電力経路変更業務
１．履行又は納入期限	令和９年２月26日（金）
１．履行又は納入場所	仕様書のとおり
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年11月26日（木）12時00分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　　無　　―%　　部分払　　―回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf

電子基準点「白井」電力経路変更業務
仕　様　書

第１章　仕　様

（概要）

第1条

国土地理院では、位置情報インフラとして全国に電子基準点約 1,300 点を設置し、国家座標の維持管理及び提供を行っている。電子基準点の大半は電柱から引き込んだ商用電源により稼働しているが、一部の電子基準点は隣接施設からの給電により稼働している。本業務は、施設給電の電子基準点「白井」において、既設の電力線及び通信線を撤去し、新たに電力線を敷設し、給電方法を商用電源に変更するものである。

（数量）

第2条

電力経路変更　一式

（履行場所及び履行期限）

第3条

本業務の履行場所及び履行期限は次のとおりとする。

1. 履行場所

（１） 電力経路変更（図１）

点名	点番号	住所	施設名
白井	93018	千葉県白井市大山口 2-2-1	白井市立大山口小学校

（２） 書類提出

茨城県つくば市北郷１番　国土地理院測地観測センター電子基準点課

2. 履行期限

令和９年２月２６日（金）

（電力経路変更）

第4条

1. 撤去

（１） 既設の電力線及び通信線（図 2）を撤去する。現地の状況は別添（資料）の写真を参照すること。

① 電力線

- 電力線は、電子基準点（図３）から小学校のプールの分電盤まで敷設されている。作業に伴い電子基準点への電力供給が停止することから、作業予定日の 1 週間前までに監督職員へ連絡する。
- 電力線撤去に伴いプールの停電が必要となる場合は、施設管理者と十分に調整し、停電範囲及び停電時間を最小限となるよう計画する。
- 電子基準点に関する電力線及び付属設備（管理シール、屋内配線モール、プルボックス、サドル等）を撤去する。撤去後の電子基準点に由来する壁面の穴や傷は同色の充填剤等で補修し、原状回復を行う。
- 電子基準点からプール外周壁面までの埋設部分は、電力線又は通信線を引き抜いた後、いずれかの保護管について再利用を想定しているため、保護管の状態を監督職員へ報告する。

② 通信線

- 通信線は、電子基準点から引込柱（図４）まで敷設されている。なお、現在は使用していない。
- 電子基準点に関係する通信線（保護管含む）及び付属設備（サドル等)、引込キャビネットを撤去する。
- プール外周壁面から電子基準点までの地中配管は、電子基準点基礎コンクリート表面と面一となるよう切断し、開口部は水が侵入しないよう適切に閉塞する。

2. 設置

（１） 電力線を新たに敷設する（図２）。

① 電力線

- 電力線は、電子基準点から引込柱まで既設の通信線と同様の経路で敷設する。使用する電力線は CV5.5sq-3c 相当品とする。
- 電子基準点内部の配線は、撤去前と同様に接続する。
- 電子基準点からプール外周壁面までの埋設部分は、既設の保護管を再利用し、地上の保護管と適切に接続する。なお、保護管の損傷が激しく電力線等の保護に支障が懸念される場合は、新しい保護管を使用する。施工方法は監督職員と協議する。
- 埋設部以外の露出する電力線は、保護管（VE 管等）で保護し、プール外周壁面にサドル等を用いて固定する。保護管は耐候性を有し、景観に配慮した色の製品を使用する。

- プール外周壁面から引込柱までの電力線は、通行人の転倒や事故による断線を防ぐため原則地表から 30cm の深さに埋設する。なお、地表から 15cm の深さには埋設シートを敷設する。
- 電力線は電子基準点内部及び引込柱にて適切に接地（D 種）する。
- 埋設管の引込キャビネットへの立上がり部は保護管（FEP 管）で覆う。更に金属製単管により地表から 50cm 以上を保護し、金属製単管先端部と保護管との隙間は、シーリング材等により止水処理を施す。
- 引込キャビネットは日東工業製 SOM-13B 相当品、キャビネットの取付金具は「PM-517」を受注者で調達し設置する。また、キャビネットの扉には監督職員が支給する「国土地理院」のシールを貼付ける。
- 引込キャビネットからエントランスキャップまでの配管は再利用する。

（２） 商用電力は、（図２）の電柱（大山 82）より引き込む。電気の開設に関する諸手続は、受注者が行うものとし、電力会社への電気の申込み手続は、別紙３のとおりとする。開設後は開設日を監督職員へ報告する。

（３） 通電作業日は１週間前までに監督職員へ連絡する。通電作業後は監督職員へ連絡し、電子基準点の稼働状況に異常がないことが確認された後、現場を撤収する。

3. 作業にあたっては、隣接する小学校設備（フェンス、受水槽等）に損傷を与えないように十分注意する。なお、損傷を与えた場合は速やかに監督職員及び施設管理者へ報告するとともに、受注者の負担により原状回復を行う。
4. 掘削範囲は、適切に埋戻し及び締固めを行う。埋戻し材は有機物を含まず適切に締固めが可能で、施工性及び排水性に優れた粒度を有するものとする。１層の仕上り厚さは 30cm 以下とし、各層ごとに機械による締固めを行う。また、構造物周辺は空隙が生じないよう十分に充填し、沈下を生じないよう施工する。施工状況の写真は、各層ごとに撮影するものとする。

（安全管理）

第5条

1. 作業者の安全管理を十分行うとともに、施設管理者及び施設の利用者・来訪者に危険が及ぶことのないよう安全対策を講じる。
2. 作業範囲、資材・廃材の仮置き、作業日時、車両侵入の制限については、施設管理者と十分な調整を行う。また、関係資料作成（図等の作成を含む）の指示・要望等が伝えられた際は、調整を行い応じることを原則とする。
3. 本点は小学校敷地内に位置することから、作業日時は学校行事や児童の帰宅時間等を考慮し、学校と調整する。

（廃棄物の処理）

第6条

本業務により生じた発生材等については、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令に基づき適切に処理する。なお、産業廃棄物として処理した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。

（打合せ）

第7条

現地作業開始前に最低 1 回の打合せを実施する。場所は国土地理院（茨城県つくば市)、WEB 会議システムまたは現地とする。打合せには業務責任者または担当技術者が 1 名以上出席する。

（工程管理写真）

第8条

1. 施工前、施工中、施工後の写真を撮影する。写真は時系列順に整理し、写真台帳（PDF 形式）及び写真データ（jpg 形式）を提出する。

（1） 施工前後の写真は、近景及び遠景を撮影する。

① 近景：対象物の状態が確認できるもの

② 遠景：全景及び本業務で設置した設備が把握できるもの

（2） 施工中の写真は、下記を参考に施工状況が分かるよう撮影する。

内容		備考
撤去	撤去作業	対象の端子盤・電力線、サドル・プルボックス・屋内配線モール・管理シール、通信線、保護管、引込キャビネット等
	撤去物品	
原状回復	原状回復前	
	原状回復作業	
	原状回復後	
設置	設置物品	
	設置作業	
	設置後	電子基準点・引込キャビネット内の配線・端子盤等
埋戻し	埋戻し前	埋設深さ、位置が分かるもの
	転圧	各層毎
	整地	

2. 提出方法は、国土地理院が指定する大容量ファイル転送システム、又は CD-R 等の電子媒体とすること。

（1） 大容量ファイル転送システムを利用して提出する場合は、監督職員へ申し出ること。

（2） CD-R 等の電子媒体へ格納し提出する場合は、最新のパターンファイル（ウイルス定義ファイル）に更新（アップデート）されたウイルス対策ソフトにより、ウイルスチェックを行う。提出媒体のラベルには以下の情報を記載すること。

- 件名
- 作業年度（和暦で記載）
- 受注者名
- 使用したウイルス対策ソフト名
- ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはバージョン番号等
- チェック年月日

（施設状況図）

第9条

1. 電力線の経路や周辺地物の状況等を施設状況図に記載する。記載にあたっては、（別紙２）及び（図５）を参照の上、必要に応じて監督職員の指示を受ける。作成した施設状況図は、PDF データ（ベクタ形式）で提出する。

（提出書類）

第10条

1. 受注者は次表に掲げる書類を、監督職員を経て発注者に遅滞なく提出すること。様式については、別添の（様式１及び様式２）を参考にすること。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。
3. 提出書類は原則、電子媒体で提出すること。

（1） 業務着手前に提出する書類

様式	名称	提出部数	宛先	提出先
様式 1	請負代金内訳書	1	支出負担行為担当官	監督職員

（2） 業務終了後に提出する書類

様式	名称	提出部数	提出先
第 6 条参照	産業廃棄物管理票（写し）	1	監督職員
第 8 条参照	工程管理写真	1	監督職員
第 9 条参照	施設状況図	1	監督職員

（３）　納品後に提出する書類

様式	名称	提出部数	宛先	提出先
様式２	業務情報等の削除について	1	検査職員	監督職員

（各種法令の遵守）

第11条

1. 本業務にあたっては、労働安全衛生法、道路交通法及び関係法令を遵守する。
2. 本業務にあたっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守する。
3. 前項に掲げる法令等に違反した場合には同法令等に則り厳正に対処するものとする。

（一般事項）

第12条

1. 施設管理者及び監督職員と施工方法や作業日時等に関して十分な調整を行い、トラブルが生じないように計画する。
2. 作業着手前及び作業完了後は、施設管理者及び監督職員へ連絡すること。
3. 本業務に関わる全ての経費は、受注者が支払うものとする。必要な機材や資材等は受注者が用意する。
4. 重機の搬入にあたっては、踏み荒らし防止のためにプラスチック敷板や鉄敷板等による地盤養生を行う。
5. 受注者は、監督職員が指摘した事項については、速やかに是正すること。また、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

第２章　その他

（仕様書への照会）

第13条

本仕様書に疑義のあるときは、総務部契約課契約係を経由して測地観測センター電子基準点課基盤整備係宛に照会すること。

（受注者に求める情報セキュリティに関する遵守事項）

第14条

本業務において受注者に求める遵守すべき情報セキュリティに関する事項は（別紙１）のとおりとし、納品後に（様式２）を提出する。

（機密保持）

第15条

本業務における機密保持のため、受注者は国土地理院が開示した情報及び業務上知りえた成果品等に関する情報を、本業務の目的以外に使用、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。また、そのために必要な措置を講ずるものとする。ただし、公知の情報及び受注者自らが本業務以外で既に入手していると認められる情報は除く。

（契約不適合責任）

第16条

受注者は、検査終了日から起算して１年以内に、本業務の納入成果品に契約内容との不適合があることが判明した場合には、その不適合が監督職員の指示によって生じた場合を除き、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行い、指定された日時までに再納入するものとする。なお、修正方法については事前に監督職員の承認を得てから着手するとともに、修正結果についても監督職員の承認を受けること。また、受注者の責任による重大な障害については、上記の期間終了後であっても双方の協議の上、受注者の負担で修理又は取替えを行わせることができるものとする。

別紙１

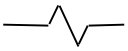
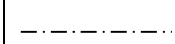
情報セキュリティに関する遵守事項

1. 本業務の実施のために国土地理院から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。
2. 情報の受渡し方法や受注業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について、監督職員の指示を仰ぐこと。
3. 受注者は、本業務の実施において情報取扱者を限定し情報セキュリティの管理体制を整備すること。
4. 受注者は、本業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。
5. 受注者は、情報の管理体制について要員へ周知し、遵守させること。
6. 監督職員から求めがあった場合には、受注者は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示すること。
7. 特定の従業員一人のみが発注者から提供された要機密情報にアクセスしないよう、複数担当者による相互監視を手順に加えること。
8. 定められた要員以外が、設計書や開発中のシステムに物理的にアクセスできないようにする管理手順を明示すること。
9. 受注者は、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備し、監督職員の求めに応じ、提出すること。
10. 本業務に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は、受注者に対して以下の報告を求める場合がある。
    ○ 本業務仕様において求める情報セキュリティ対策の実績
    ○ 委託先に取り扱わせる国土地理院の情報の秘密保持等に係る管理状況
11. 本業務にかかる請負者における情報セキュリティ対策について、必要に応じ検証・評価・見直しを行うものとし、監督職員からの求めに応じその内容を提出すること。
12. 本業務に係る業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。
13. 本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに発注者に報告する。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
    ○ 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める国土地理院の情報の外部への漏えい及び目的外利用
    ○ 受注者による国土地理院のその他の情報へのアクセス
14. 業務の一部を再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティを確保すること。

別紙２

施設状況図作成要領

1. 施設状況図は、作図用ソフトウェアにより作成する。
2. 電子基準点及び付帯設備の状況を調査し、現況にあわせて要図及び記載内容を調製する。なお、付帯設備とは、電源及び通信を電子基準点に引き込むための引込柱、中間柱、空中線、地下埋設線、ハンドホール、防護設備、説明板、その他付属する機器等をいう。
3. 施設名は施設の名称。調査日は設置（通信確認日）を記載する。
4. 要図は次のとおり作成する。
   （１） 要図は、北の方向を上にして作成する。
   （２） 要図は、電子基準点本点と全ての付帯設備とその位置関係が把握できるように、著名な地物、地形等を記載する。要素は３方向を記載する。取得できる地物が３方向にない場合はこの限りではない。また、周辺の著名な地物から付帯設備又は付帯設備間の距離（m 単位で 0.1 位まで）を記載する。
   （３） 設備の記号は次のとおりとする。

設備名称	記号	設備名称	記号
電子基準点		付属標	⊙
参照点	●	防護設備 (フェンス等)	
説明板		引込柱・中間柱 （キャビネットあり）	 □キャビネットの向きを記す
引込柱・中間柱 （キャビネットなし）		架空線	
地下埋設線		ハンドホール	⬡　八角形
車止め			

   （４） 引込柱や中間柱等に番号又は記号が明示されているものは、要図にその番号又は記号を注記する。中間柱やハンドホール等複数設置されているものは、区別できるよう番号を付す。なお、電子基準点に近い方から１、２・・・とする。
   　例：中間柱１、中間柱２、ハンドホール１、ハンドホール２
   （５） 電子基準点とすべての付帯設備との位置関係が明瞭に確認できるよう記載する。
5. 設備の有無やその数を記載する。なお、引込柱及び中間柱については、種類（「コンクリート柱」又は「鋼管柱」）も記載する。
6. 枠外右下に、作成した年月日「（西暦）○○○○年○○月○○日 調製」と記載する。

別紙３

電気の申込みについて

１．電気の申込みは、受注者が申込みを行い、名義人を「国土地理院 GPS93018」とする。請求については、官公庁用の請求書で発行するよう依頼する。

２．料金メニューは、従量電灯Ａとする。

３．請求書への記載は以下のとおり

（１） 電気料金請求書に記載する所在地及び宛名

所在地	千葉県白井市大山口２丁目２番１
お客様名	国土地理院ＧＰＳ９３０１８
お客様番号	当該番号

（２） 電気料金請求書等の実際の送付先住所

住所　〒３０５－０８１１

　　茨城県つくば市北郷１番

宛名　国土交通省国土地理院　総務部契約課

（３） 電気料金の請求等に関する連絡先窓口

住所　〒３０５－０８１１

　　茨城県つくば市北郷１番

宛名　国土交通省国土地理院　総務部契約課管理係

電話　０２９－８６４－６８７１

FAX　０２９－８６４－１７４３

様式１

請負代金内訳書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
国土地理院長
　氏　名　　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

１．件　　名

２．請負代金額　　￥

３．契約年月日　　令和　　年　　月　　日

４．履 行 期 限　　令和　　年　　月　　日

適　用	数　量	単　位	単　価	金　額
合　計				

業務責任者：氏 名 電話番号
担当技術者：氏 名 電話番号

様式２

令和　　年　　月　　日

検査職員
官職（又は役職）氏名　　殿

会社所在地
会　社　名
代　表　者

業務情報等の削除について

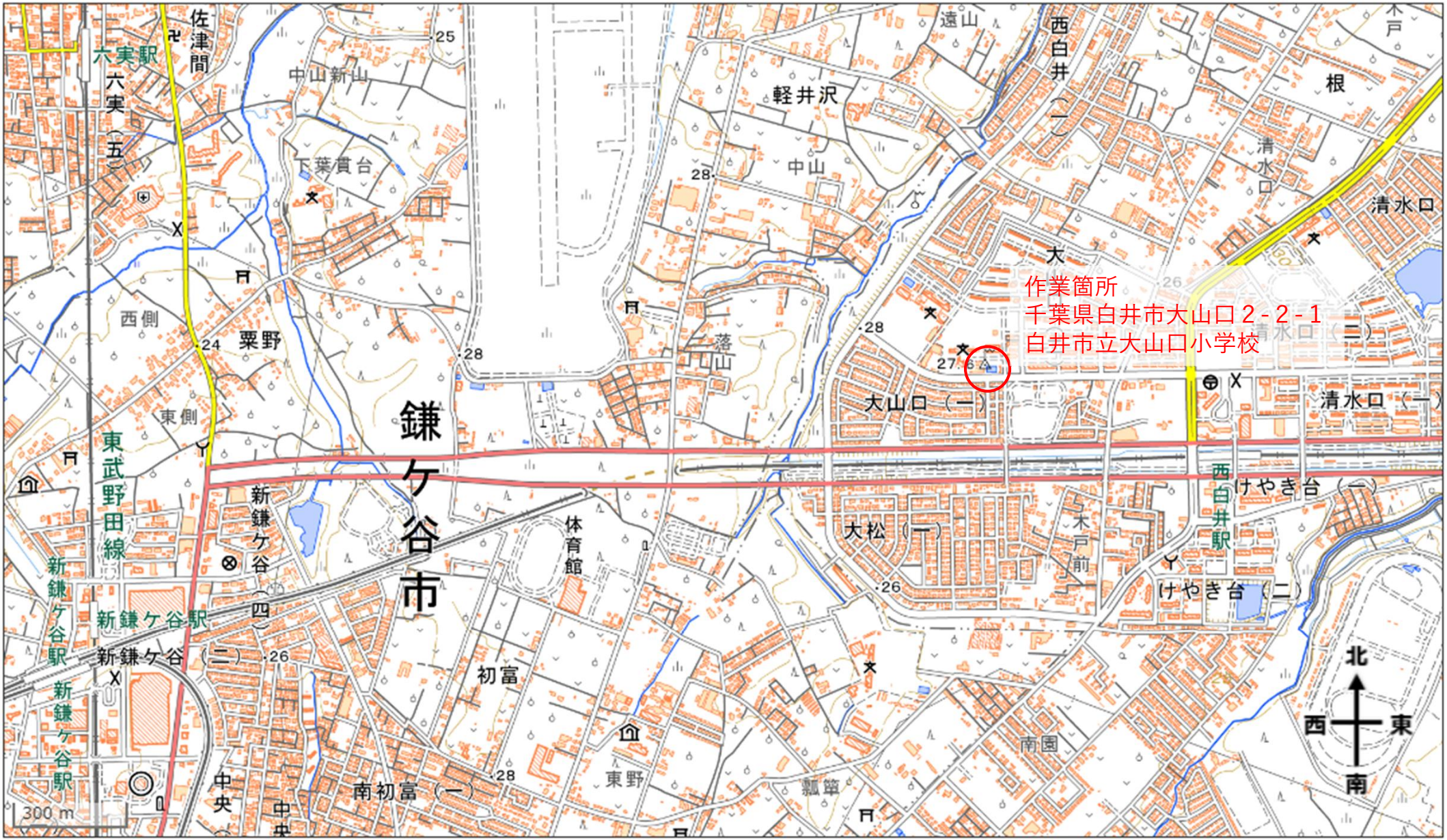
「　　」業務を完了したため、当社内に残った当該業務の実施において知り得た情報及び収集した個人情報に関わる資料については、下記のとおり削除等しましたので報告します。

記

項　　目	媒　体	処理内容
当該業務の実施において知り得た情報	電子データ	削　　除
個人情報に関わる資料	紙	シュレッダーによる裁断の上、廃棄
	電子データ	削　　除

業務責任者：氏　名　　電話番号
担当技術者：氏　名　　電話番号

位置図　電子基準点「白井」

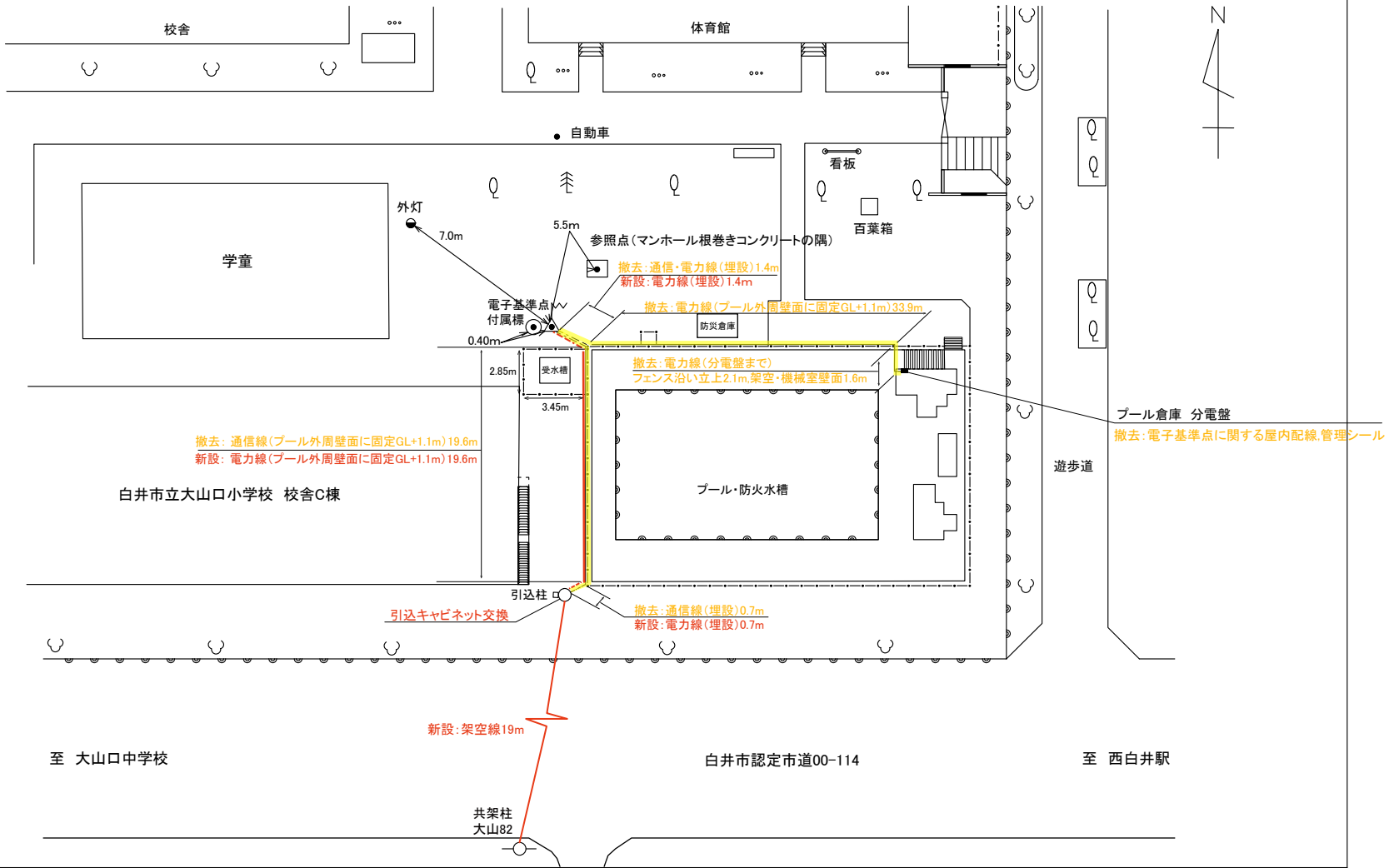


地理院地図

図2

施設状況図

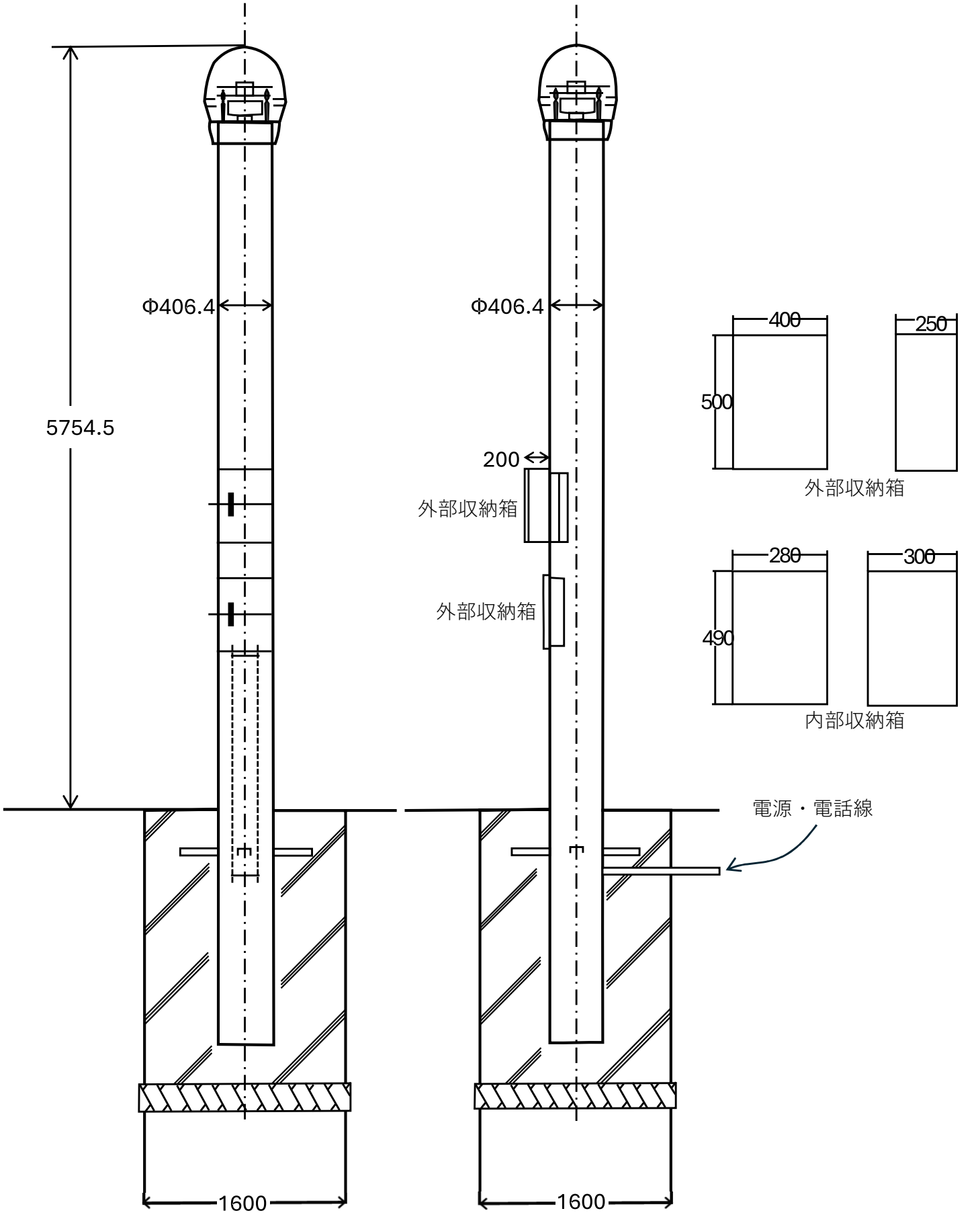
点名	白井	点番号	93018	調査日	
施設名	白井市立大山口小学校			調査氏名	



防護設備：有/(無)	防護設備鍵：有/(無)	説明板：有/(無)	引込柱： 鋼管柱 1本	中間柱： 0本	ハンドホール： 0個	車止め：有/(無)
その他：						

構造図　電子基準点93年度型

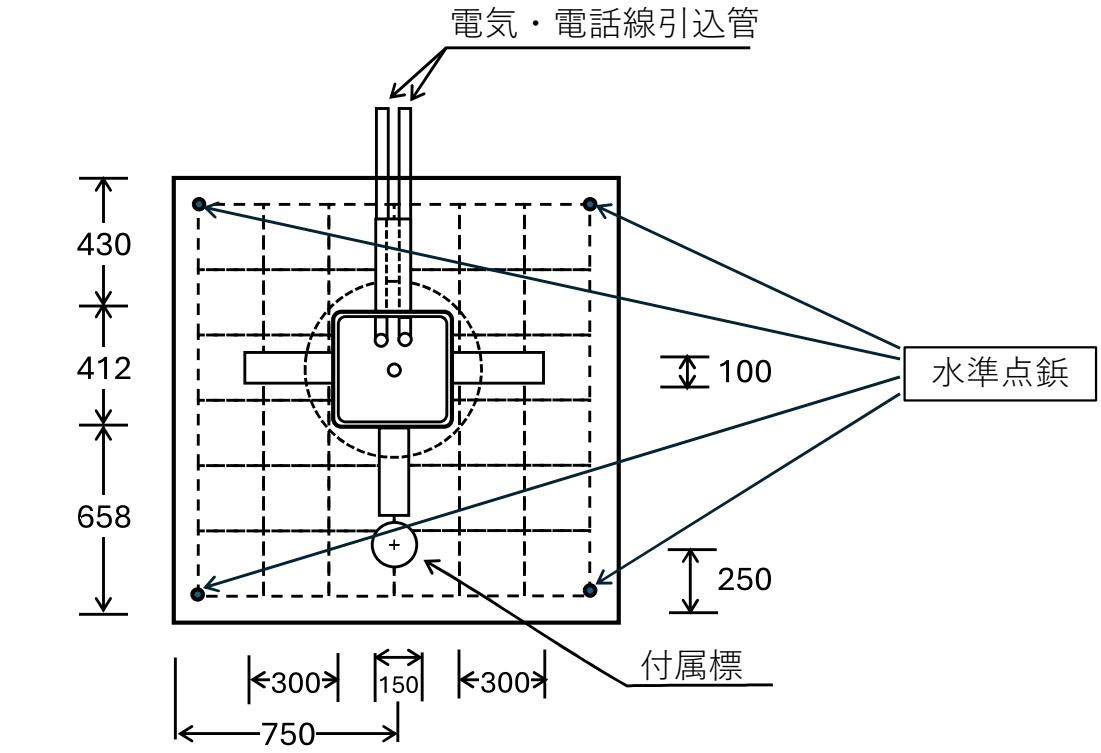
図３－１

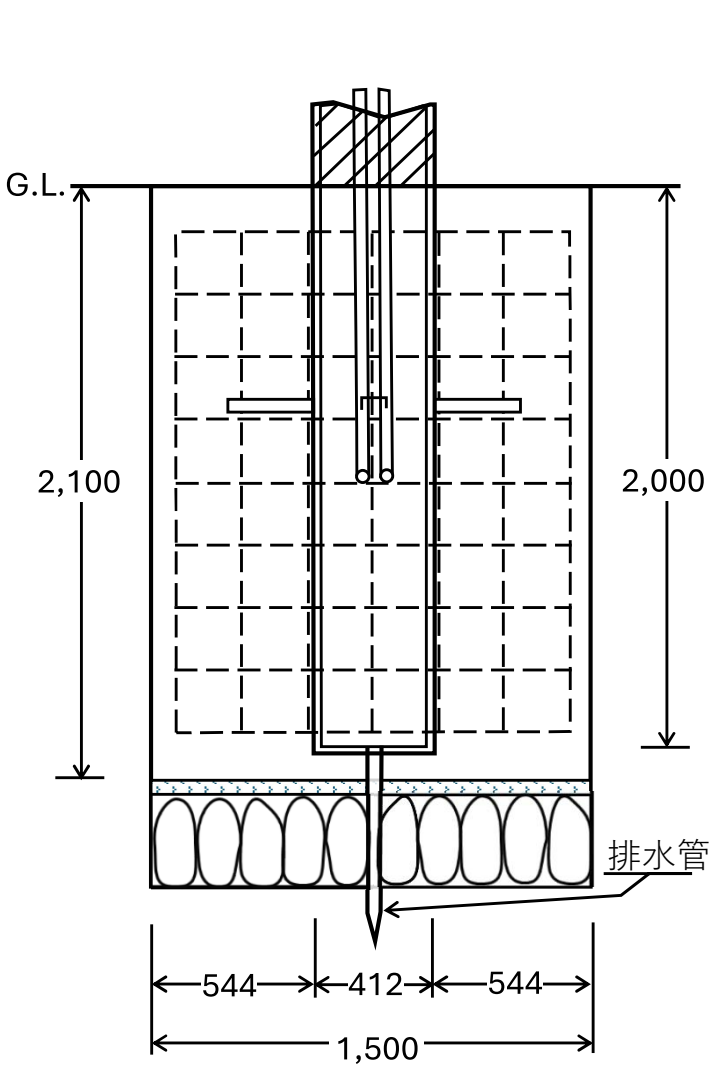


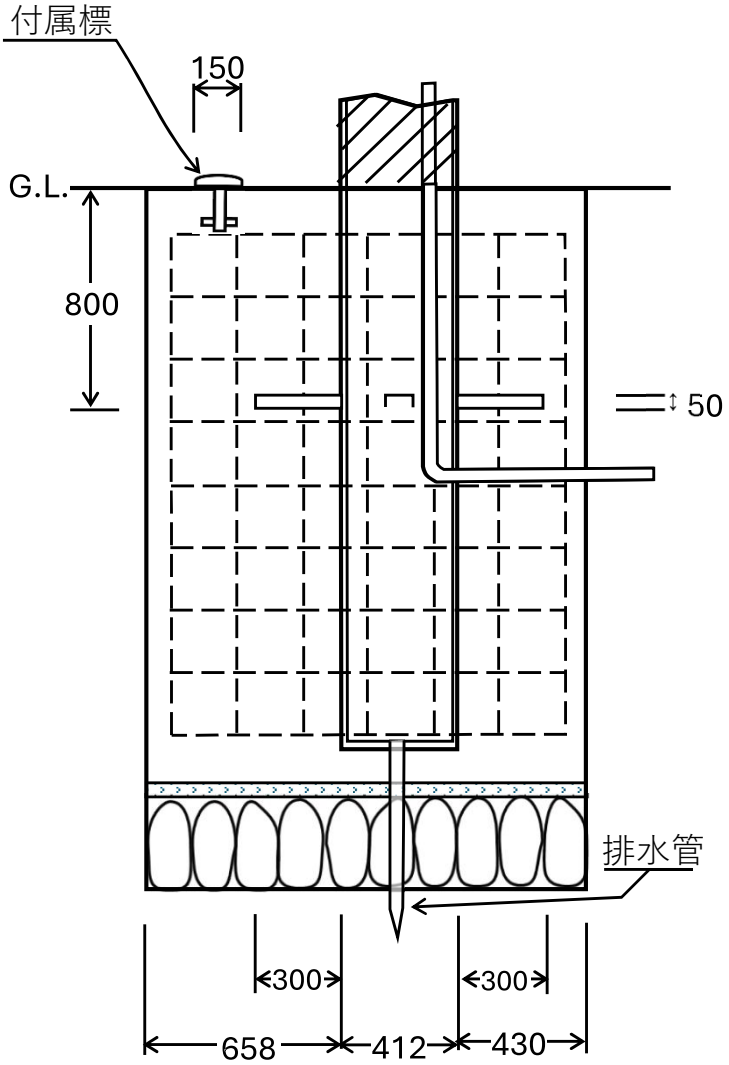
（単位：mm）

構造図　電子基準点93年度型

図３－２







（単位：mm）

構造図(参考) 引込柱

図4

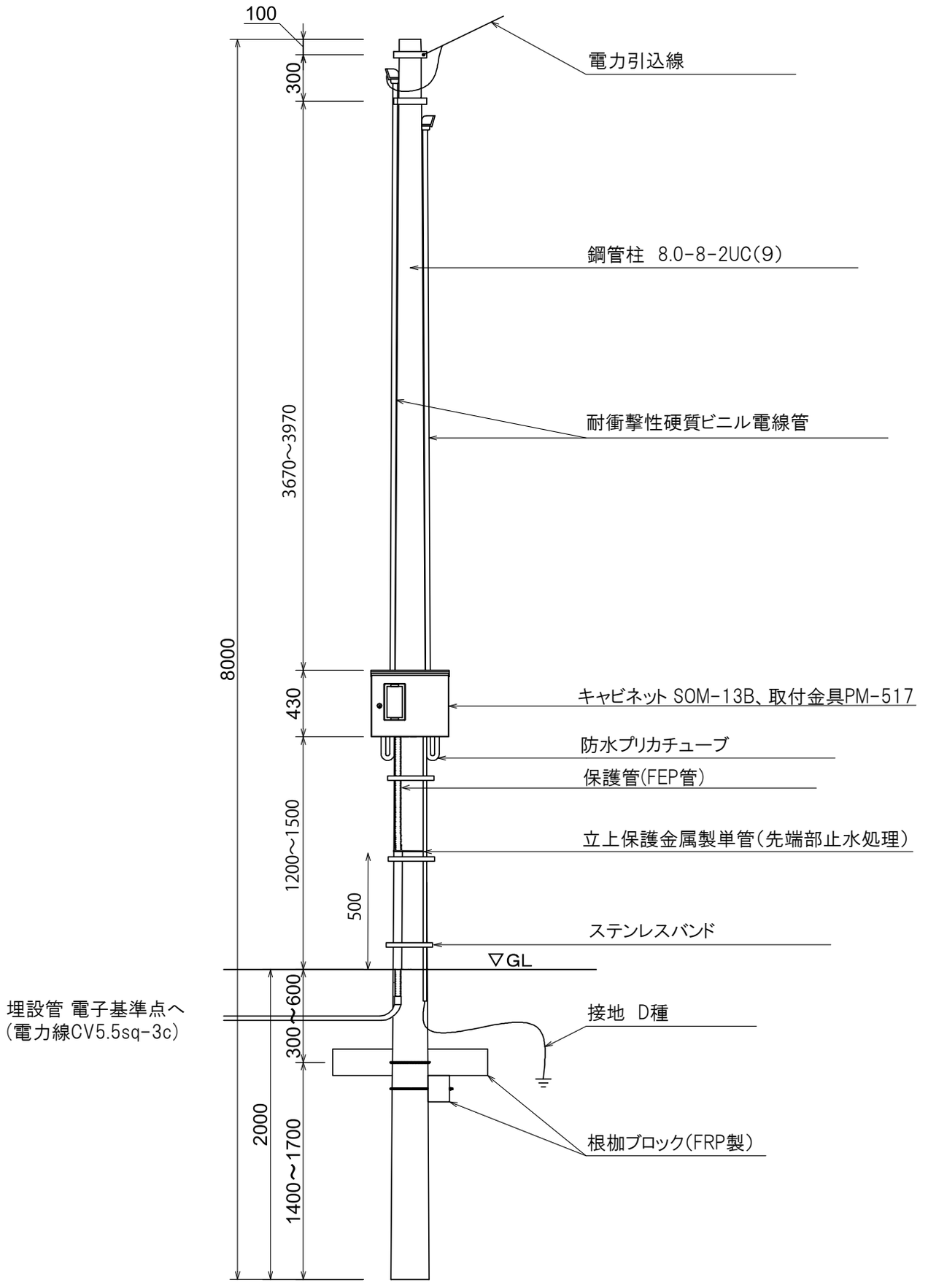

100
300
3670～3970
8000
430
1200～1500
500
300～600
2000
1400～1700
電力引込線
鋼管柱 8.0-8-2UC(9)
耐衝撃性硬質ビニル電線管
キャビネット SOM-13B、取付金具PM-517
防水プリカチューブ
保護管(FEP管)
立上保護金属製単管(先端部止水処理)
ステンレスバンド
▽GL
接地 D種
根枷ブロック(FRP製)
埋設管 電子基準点へ
(電力線CV5.5sq-3c)

図5

記載例

施　設　状　況　図

点　名	○○○	点番号	○○○○○○	調査日	令和　7年 12月　3日
施設名	○○自然公園			調査者氏名	○○　○○



防護設備：(有)／無	防護設備鍵：(有)／無	説明板：有／(無)	引込柱：コンクリート柱 1本	中間柱：　0本	ハンド ホール：0個	車止め：有／(無)
その他：						

令和　7年 12月 19日　調製

資料__現地写真



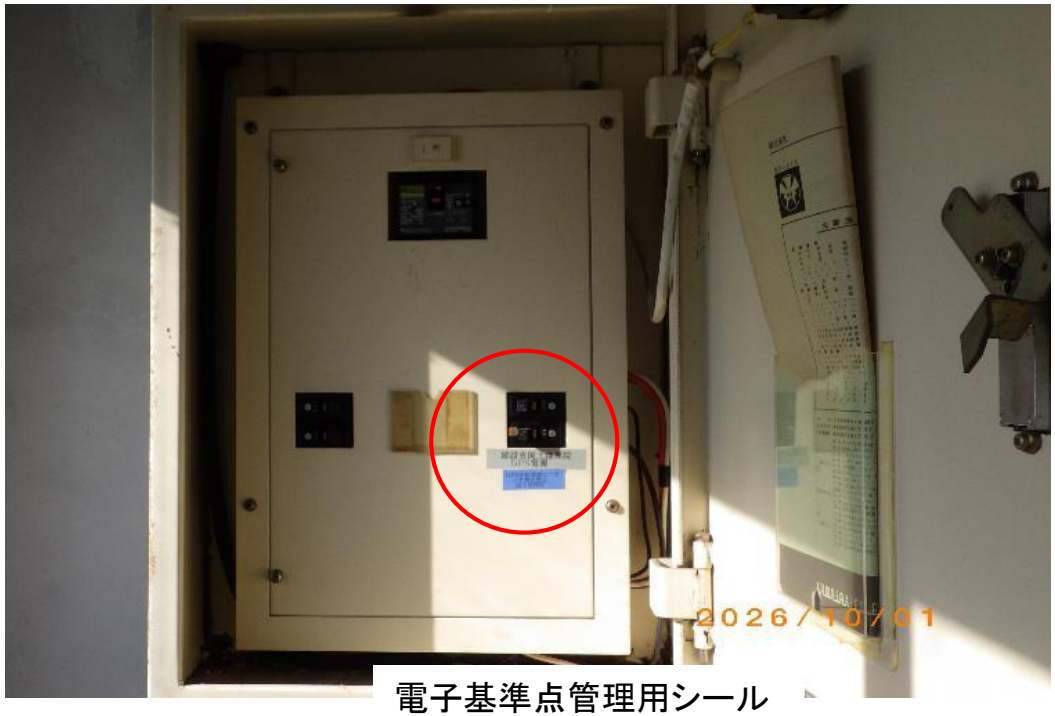
空中写真　2019年国土地理院撮影

プール倉庫内の分電盤



電力線
→撤去（モール含む）

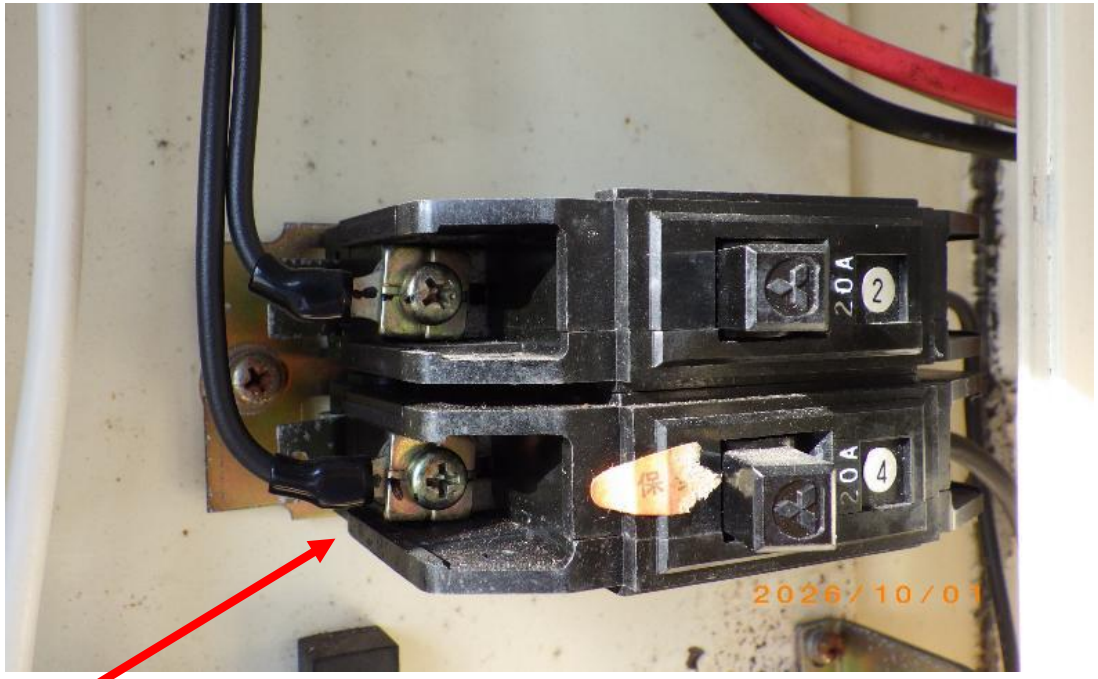




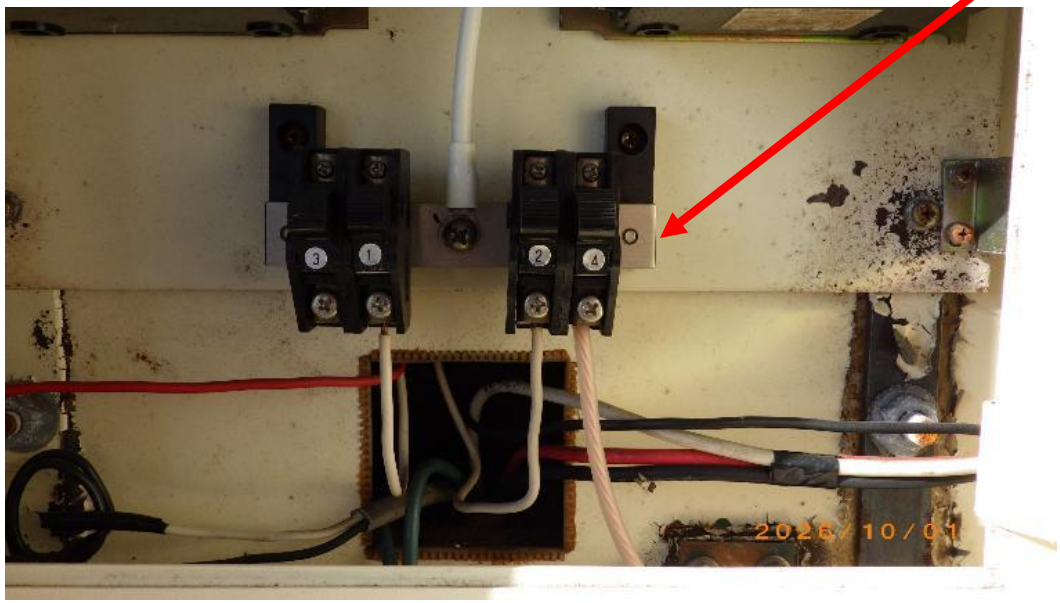
電子基準点管理用シール
→除去

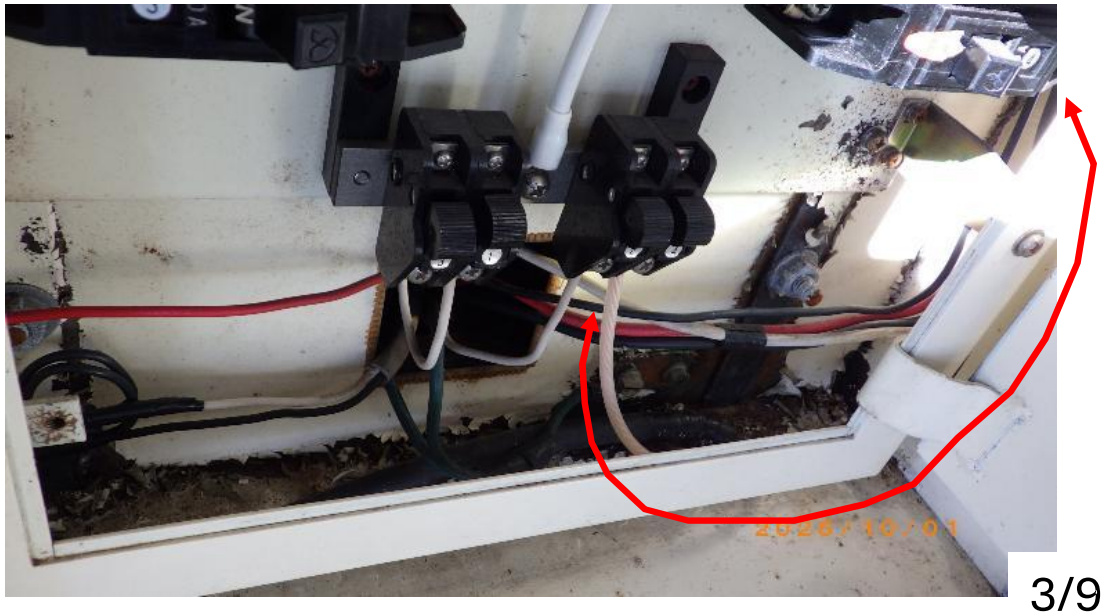
分電盤内部





電子基準点の電力線は④に接続
→該当の電力線撤去





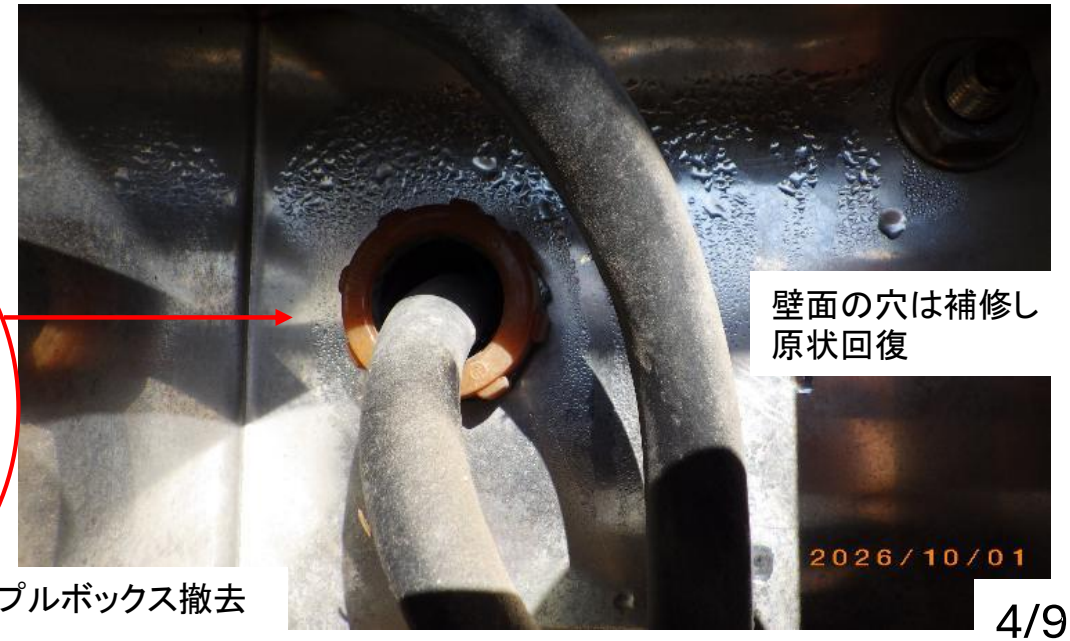
プール倉庫からの配線



他の配線とまとめて固定されている
→電子基準点電力線のみ撤去







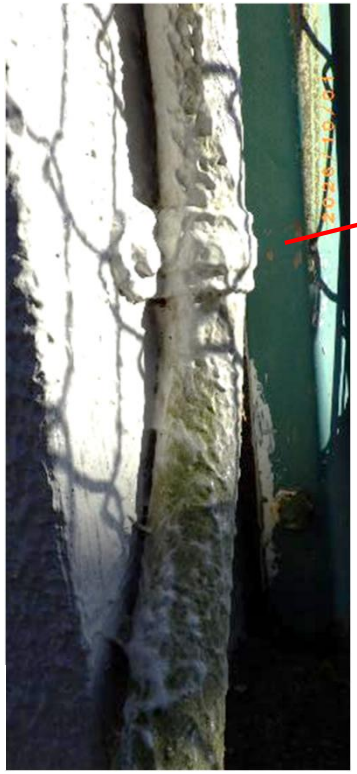
プルボックス撤去

プール倉庫への入り口



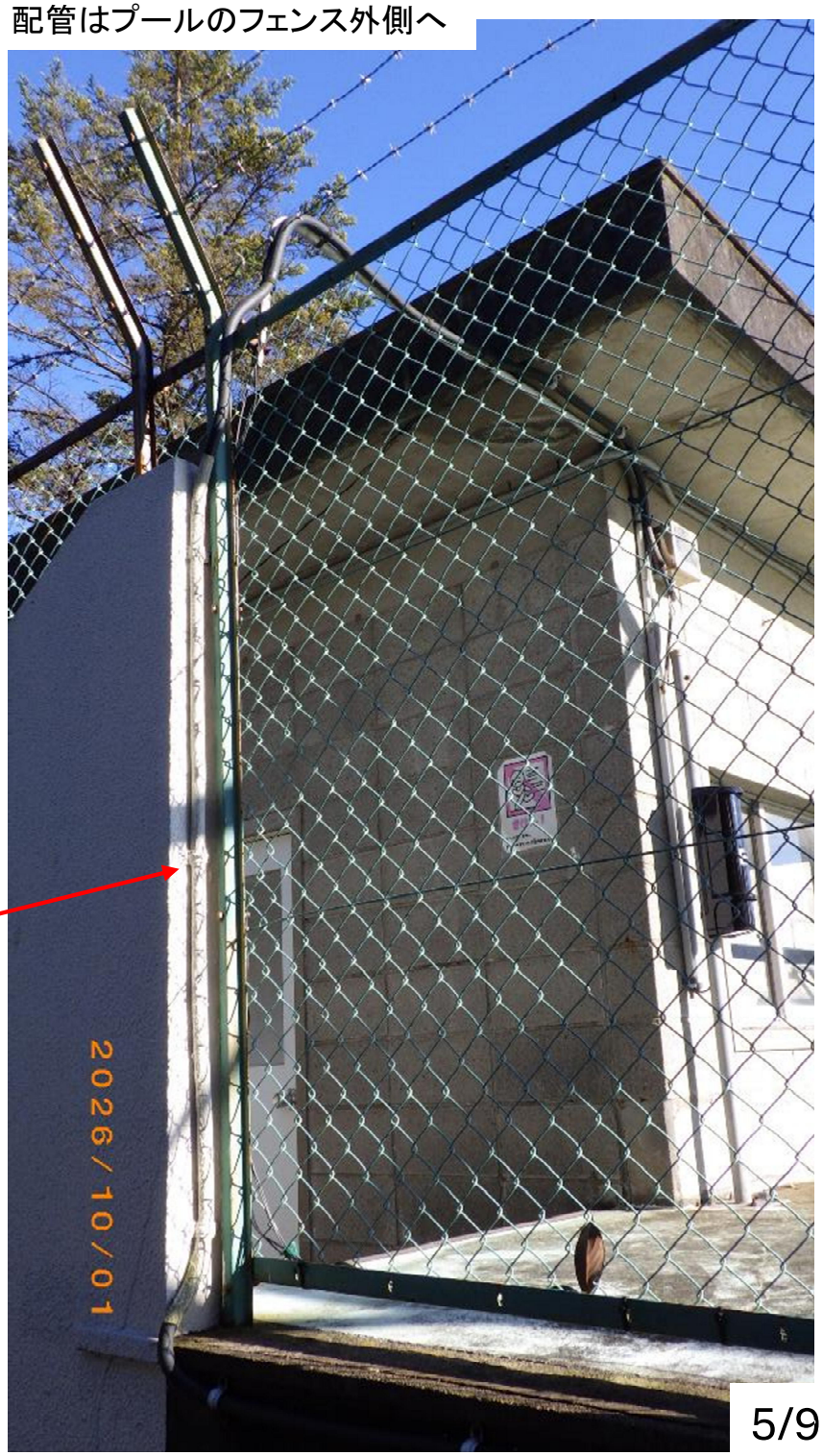
プールへの階段



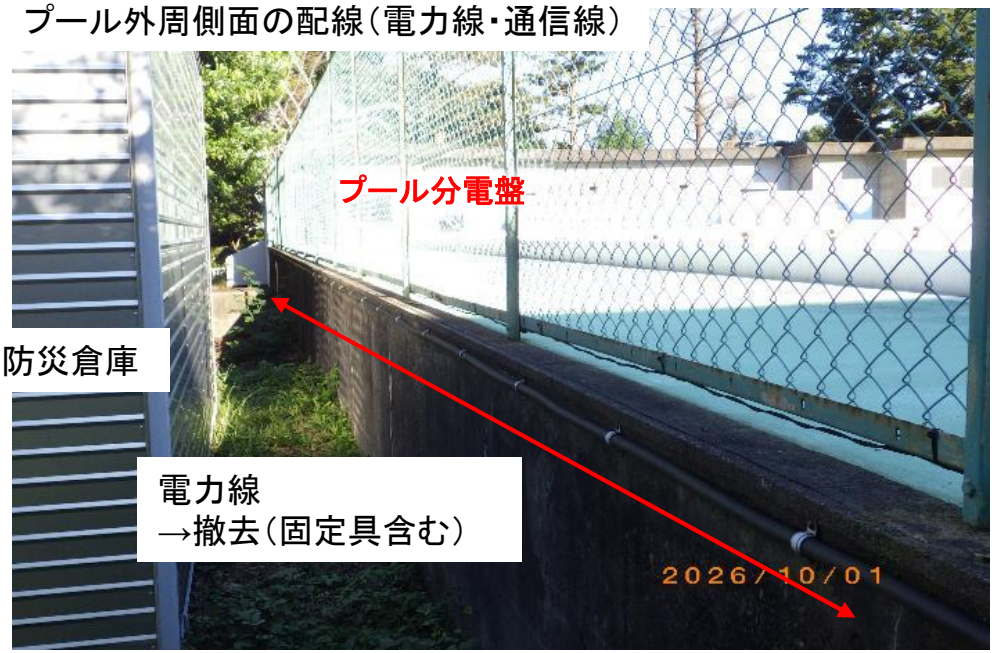


塗装壁面への固定状況
→撤去後は塗装等により原状回復

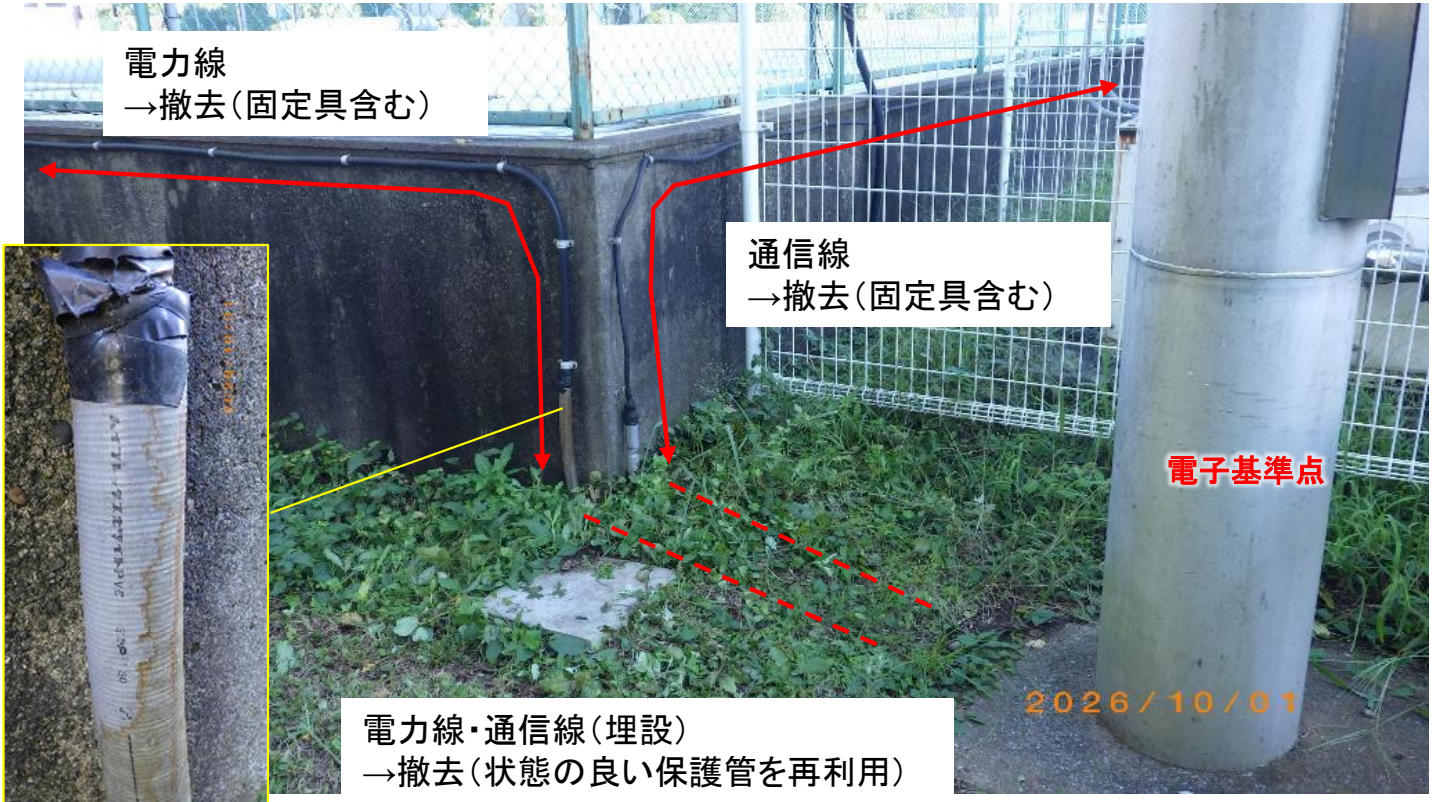
配管はプールのフェンス外側へ



プール外周側面の配線（電力線・通信線）









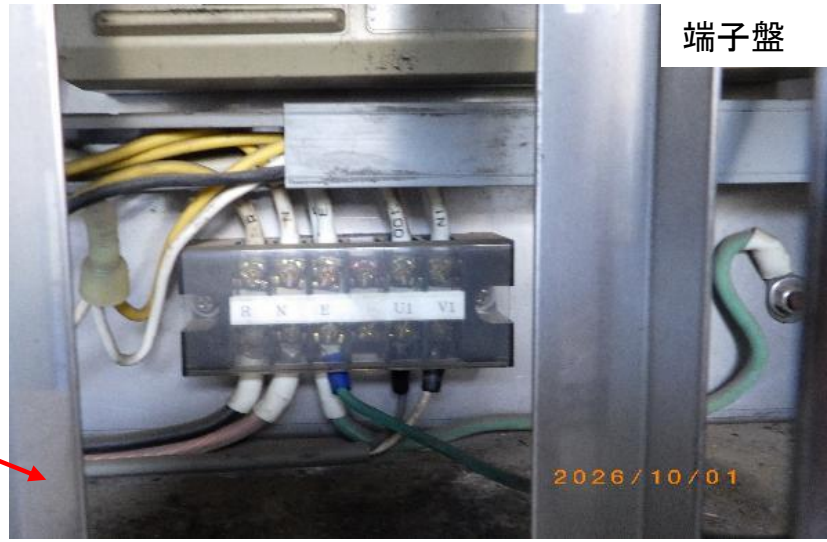
電子基準点内部の配線→既設の電力線撤去



ブレーカー1



端子盤

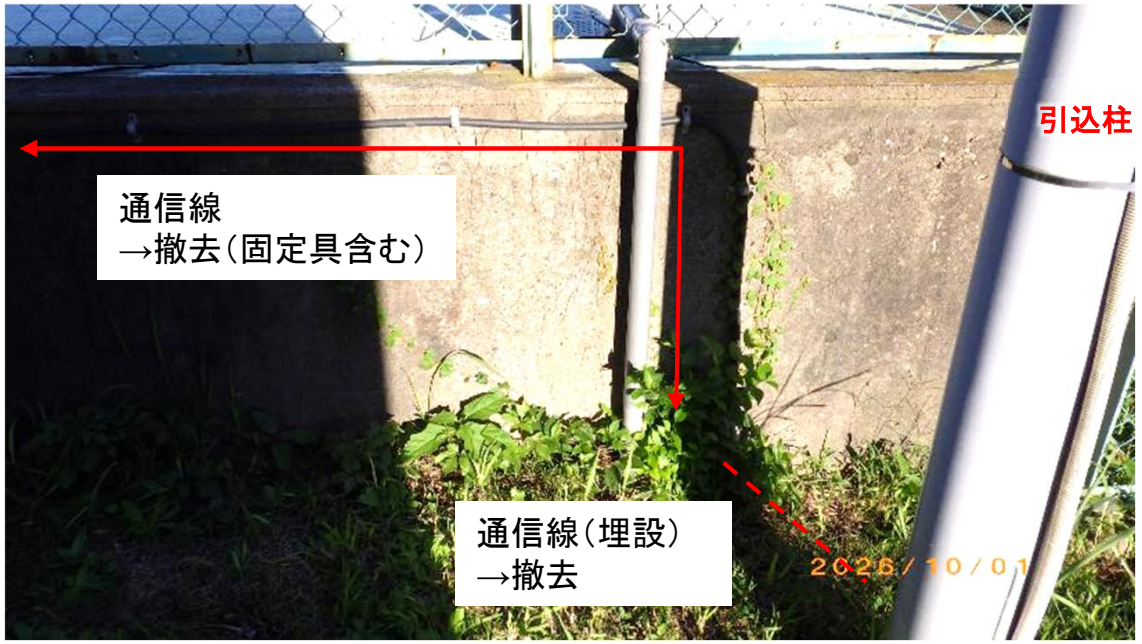


ブレーカー2



プール外周側面の配線（通信線）







引込柱全景





引込柱上部

エントランスキャップから引込キャビネットまでの配管
→再利用

引込柱側面



引込柱規格



引込キャビネット→交換



通信線→撤去



引込キャビネット
から埋設までの
保護管→撤去